経営強化コンサルプロジェクト事業専門家募集要領

第１　目的

大阪府は、農業経営の改善に意欲のある農業者（就農予定者・農業法人等を含む。以下「農業者等」という。）が創意工夫を活かした経営を展開できるよう、農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の多様な経営課題を解決するため、関係機関と連携して適切に対応する相談体制を整備し、農業の成長産業化を推進している。

これらの多様な経営課題に対して適切に指導・助言・提案等が行える農業ビジネスコンサルタント（以下「専門家」という。）を募集する。

第２　主な業務内容

専門家は、大阪府が大阪府農業経営・就農支援センター（経営支援部門）の運営を委託している一般財団法人大阪府みどり公社（以下、「センター」という。）からの依頼に応じて以下の業務に従事する。

(1) 大阪府内の農業者等の経営の展開段階に即した課題解決に向けた個別指導

(2) 自然災害により被害を受けた農業者の経営再建に向けた個別相談

(3) 大阪府・センターが企画・運営する研修会・セミナー等における講師

第３　応募資格

専門家に応募しようとする者は、農業者の経営改善に関するサポート経験、又は地域の農業に関連したコーディネート等の業務に携わった経験がある者とし、次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。

　(1)　次に掲げるいずれかの分野について、本事業の実施に必要な専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（ 以下「技能等」という。）を有していること。

　　　①　税務・財務管理、経営分析

　　　②　農産物（加工品含む）のブランディング（デザイン含む）

　　　③　農産物（加工品含む）のマーケティング（販路開拓含む）

　　　④　資金計画を含めた事業計画立案

　　　⑤　事業継承、相続、法人化、新規就農

　　　⑥　雇用・労務管理、人材育成

　　　⑦　規模拡大、集積

　　　⑧　施設整備、ＩＴ・情報化・ＩＣＴ

　　　⑨　法律問題（特許、商標、紛争問題等）

　(2)　府内全ての地域において、訪問による支援ができること。また、リモート通信等による支援にも対応できること。

　(3)　以下のいずれか１つの経験を有すること。

　　　①　技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者

　　　②　技能等に関する公的資格を有し、かつ当該資格を活用した実務に５年以上従事した経験を有する者

　　　③　技能等に関する支援、教育、研究等に５年以上従事した経験を有する者

　　　④　上記①から③に掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる

(4)　自らの専門的分野において農業経営者などへの支援実績があること、又は専門家として登録しようとする年度において、研修プログラムの支援コースのうち「経営相談のポイント」、「経営改善策の提案・支援のプロセス」及び「農業施策」の３科目を修了していること。

(5)　第９及び第10を遵守すること。

第４　選考方法

　書類審査及び面接を行い、専門家の派遣を決定する経営専属スタッフ（サポート専属スタッフ含む、以下、経営専属スタッフとする）の意見を踏まえて選考する。

選考結果については、選考終了後速やかに全ての応募者に対して通知する。

　なお、応募に当たっては、選考に係る経過及び選考内容等に関する問合せには一切答えられないことを、あらかじめ了承していること。

第５　専門家の登録

　大阪府は、第４により選定された方を専門家として登録する。また、登録の有効期限は、登録日から令和10年３月31日までとする。

第６　業務の実施及び謝礼等

　業務の実施については、センターの経営専属スタッフから専門家へ依頼を行うので、それを承諾することにより行うものとする。

専門家派遣に際しては、大阪府の各農と緑の総合事務所、家畜保健衛生所または伴走機関の担当者が専門家と日時・内容等を調整する。

また、業務実施に係る謝礼及び交通費は、大阪府及びセンターへ提出された経営指導報告書（様式３）に基づき支払う。

専門家派遣に伴う謝礼は、１時間当たり9,200円（消費税込み）、1回の派遣あたり２時間程度とする。但し、2時間を超過しても謝礼の加算等は行わない。なお、謝礼の算出については、30分を超えれば1時間とみなして計算するものとする。また、交通費は出来る限り公共交通機関を利用するものとする。但し、自家用車等による移動を行える場合もあり、それについては大阪府が別途定める。

第７　応募方法等

　応募しようとする者は、専門家登録申請書（様式１）を大阪府に提出しなければならない。

　(1) 応募に当たっては、事前に次の事項について確認すること。

　　① 登録に当たり、応募者が提出した申請書を農業関係団体等に提供することを承諾すること。

　　② 応募内容に虚偽が認められた場合は、その応募に基づく選定結果は無効とする。

　　③ 専門家として登録されても必ずしも業務の依頼があるとは限らない。

　　④ 登録後は大阪府およびセンターからの依頼に基づき、必要書類を速やかに提出すること。

　(2) 応募は自薦によるものとし、応募書類に必要事項を記入の上、次のとおり提出すること。

　　　なお、提出された書類等は返却しない。

　　　また、応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

① 提出先

　　　 ・〒559-8555　　大阪市住之江区南港北１－１４－１６　大阪府咲洲庁舎２２階

　　　　　大阪府環境農林水産部農政室推進課経営強化グループ　宛

　　　　　担当者：山田、中村　　TEL：06-6210-9596　　FAX：06-6614-0913

　　　　　メールアドレス：Nougyou@gbox.pref.osaka.lg.jp

　　② 提出部数

　　　 ・一部

　　③ 提出方法

　　　 ・郵送

　　　　 ※郵送に伴う事故への対応は致しかねますので、書留等を利用するか、または、送付後提出先に到着確認を行ってください。

　(3) 応募書類の様式は、下記のホームページからダウンロードして使用ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o120090/000002.html>

第８　個人情報の保護

　申込時に提出された個人情報については、適切に管理し、承諾された利用目的以外に第三者への開示、公開は行いません。

第９　守秘義務

(1)登録された専門家は、本事業上知り得た担い手等の秘密を厳守するものとする。

　(2)また、大阪府に関して知り得た情報についても、大阪府の同意を得ずに第三者に提供してはならないものとする。

第10　禁止行為

　　　登録された専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)著しく大阪府又は本事業の信用を損なうような行為

　(2)反社会勢力との付き合い又はその関係が疑われるような行為

　(3)担い手等に対し、大阪府の同意を得ずに行った自らの営業行為

　(4)大阪府の同意を得ずに、直接担い手等と行った訪問日や支援計画の調整